

機械設備点検・整備共通仕様書(案)

令和7年3月

国土交通省 大臣官房
技術調査課 施工企画室

目 次

第 1 章 総 則	1 -
第 1 節 総 則	1 -
1-1-1 適 用	1 -
1-1-2 用語の定義	1 -
1-1-3 設計図書の照査等	6 -
1-1-4 工程表	6 -
1-1-5 ワンデーレスポンス	6 -
1-1-6 点検・整備業務計画書	6 -
1-1-7 受注者による発注者の図面の使用	7 -
1-1-8 監督職員	7 -
1-1-9 現場技術員	8 -
1-1-10 管理技術者	8 -
1-1-11 業務の着手	9 -
1-1-12 再委託	9 -
1-1-13 受注者相互の協力	9 -
1-1-14 調査・試験に対する協力	10 -
1-1-15 業務の一時中止	11 -
1-1-16 設計図書の変更	11 -
1-1-17 履行期間変更	12 -
1-1-18 支給品及び貸与品	13 -
1-1-19 現場発生品	14 -
1-1-20 建設副産物	14 -
1-1-21 監督職員による確認及び立会等	15 -
1-1-22 点検・整備業務報告書	15 -
1-1-23 業務履行写真	16 -
1-1-24 完了検査	16 -
1-1-25 既済部分検査	17 -
1-1-26 履行管理	17 -
1-1-27 業務中の安全確保	19 -
1-1-28 爆発及び火災の防止	21 -
1-1-29 後片付け	21 -
1-1-30 事故報告書	22 -
1-1-31 環境対策	22 -
1-1-32 交通安全管理	24 -
1-1-33 諸法令等の遵守	26 -

1-1-34 官公庁等への手続き	29
1-1-35 履行時期及び履行時間の変更	30
1-1-36 提出書類	30
1-1-37 保険の付保及び事故の補償	31
1-1-38 臨機の措置	31
1-1-39 機械設備(又は施設)の操作	31
1-1-40 石綿使用の有無	32
1-1-41 疑義	32
1-1-42 発注者の誤謬	32
1-1-43 守秘義務	32
第2章 機器及び材料	34
第1節 通則	34
2-1-1 一般事項	34
2-1-2 機器	35
2-1-3 材料	35
2-1-4 見本・品質証明資料	35
第3章 共通履行	36
第1節 点検	36
3-1-1 目的	36
3-1-2 点検方法	36
3-1-3 点検作業	36
3-1-4 点検記録の作成	37
3-1-5 計測器具等	37
3-1-6 月点検(管理運転点検・目視点検)	37
3-1-7 年点検	38
3-1-8 運転時点検	38
3-1-9 臨時点検	39
第2節 整備	39
3-2-1 目的	39
3-2-2 整備方法	39
3-2-3 整備作業	39
3-2-4 整備記録の作成	40
3-2-5 定期整備	40
3-2-6 通常の保全サイクルで実施する整備	40
第4章 水門設備	41
第1節 通則	41
4-1-1 適用	41
4-1-2 一般事項	41
4-1-3 点検要領	41

第 5 章 揚排水ポンプ設備	43
第 1 節 通 則	43
5-1-1 適 用	43
5-1-2 一般事項	43
5-1-3 点検要領	43
第 6 章 トンネル換気設備・非常用施設	46
第 1 節 通 則	46
6-1-1 適 用	46
6-1-2 一般事項	46
6-1-3 点検要領	46
第 7 章 消融雪設備	48
第 1 節 通 則	48
7-1-1 適 用	48
7-1-2 一般事項	48
7-1-3 点検要領	48
第 8 章 道路排水設備	50
第 1 節 通 則	50
8-1-1 適 用	50
8-1-2 一般事項	50
8-1-3 点検要領	50
第 9 章 共同溝付帯設備	52
第 1 節 通 則	52
9-1-1 適 用	52
9-1-2 一般事項	52
9-1-3 点検要領	52
第 10 章 機械式駐車場設備	54
第 1 節 通 則	54
10-1-1 適 用	54
10-1-2 一般事項	54
10-1-3 点検要領	54
第 11 章 車両重量計設備	55
第 1 節 通 則	55
11-1-1 適 用	55
11-1-2 一般事項	55
11-1-3 点検要領	55
第 12 章 車両計測設備	56
第 1 節 通 則	56
12-1-1 適 用	56
12-1-2 一般事項	56

12-1-3 点検要領	56
第 13 章 道路用昇降設備	57
第 1 節 通 則	57
13-1-1 適 用	57
13-1-2 一般事項	57
13-1-3 点検要領	57
第 14 章 ダム管理設備	58
第 1 節 通 則	58
14-1-1 適 用	58
14-1-2 一般事項	58
14-1-3 点検要領	58
第 15 章 遠方監視操作制御設備	60
第 1 節 通 則	60
15-1-1 適 用	60
15-1-2 一般事項	60
15-1-3 点検要領	60

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 適用業務

機械設備点検・整備共通仕様書(案)(以下「共通仕様書」という。)は、国土交通省地方整備局及び北海道開発局が発注する水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、機械式駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備等の点検・整備業務(以下「業務」という。)の履行に必要な事項を定めたもので、請負契約書(以下「契約書」という。)に基づき、設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、会計法、予算決算及び会計令(令和4年6月改正 政令第216号)(以下「予決令」という。)、契約事務取扱規則、国土交通省所管会計事務取扱規程、その他の法令に従った監督・検査体制のもとで信義に従って誠実に業務を履行しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完了検査、既済部分検査)にあたっては、予決令第101条3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 優先事項

契約図面、特記仕様書及び数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

4. 設計図書間の不整合

特記仕様書、契約図面、数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

5. SI 単位

設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は()内を非SI単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. 監督職員

本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。

2. 総括監督員

本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連業務(又は工事)等の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当官等(会計法(令和元年5月改正 法律第16号)第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。)に対する報告等を行う者をいう。また、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

3. 主任監督員

本仕様で規定されている主任監督員とは現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理を行い、また、契約図書に基づく立会、材料の試験又は検査の実施(他のものに実施させ当該実施を確認することを含む)で重要なものの処理、関連業務(又は工事)等の調整(重要なものを除く)、設計図書の変更(重要なものを除く)、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

4. 監督員

本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理を行い、また、契約図書に基づく立会、材料試験の実施(重要なものは除く。)を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行う者をいう。また、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

5. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

6. 設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

7. 仕様書

仕様書とは、各業務に共通する共通仕様書と各業務ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

8. 共通仕様書

共通仕様書とは、機械設備(又は施設)の点検・整備を行ううえで必要な技術的要求のうち、あらかじめ定型的な業務内容を盛り込み作成したものをいう。

9. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、業務の履行に関する明細又は業務に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

10. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

11. 現場説明書

現場説明書とは、業務の入札に参加するものに対して発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。

12. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して発注者が回答する書面をいう。

13. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、3次元データ等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

14. 数量総括表

数量総括表とは、業務履行に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

15. 指示

指示とは、契約図書の定めにに基づき、監督職員が受注者に対し、業務の履行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

16. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

17. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

18. 提出

提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し業務に係わる書面、又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

19. 提示

提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し業務に係わる書面、又はその他の資料を示し、説明することをいう。

20. 報告

報告とは、受注者が監督職員に対し、業務の履行に関する事項について、書面により知らせることをいう。

21. 通知

通知とは、発注者又は監督職員と受注者の間で、業務の履行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

22. 連絡

連絡とは、監督職員と受注者の間で、契約書に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

23. 納品

納品とは、受注者が監督職員に業務完了時に成果品を納めることをいう。

24. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

25. 情報共有システム

情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

26. 書面

書面とは、業務打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものも有効とする。

27. 業務履行写真

業務履行写真とは、業務着手前及び業務完了、また、履行管理の手段として各業務の履行段階及び業務完了後目視できない箇所の履行状況、各種計測値、業務中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

28. 帳票

帳票とは、点検・整備業務計画書、業務打合せ簿、点検・整備業務報告書等の定型様式の資料及び業務打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

29. 業務書類

業務書類とは、業務写真及び帳票をいう。

30. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。

31. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

32. 業務関係書類

業務関係書類とは、契約図書、契約関係書類及び業務書類をいう。

33. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

34. 立会

立会とは、契約図書に示された事項について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

35. 完了検査

完了検査とは、検査職員が契約書に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

36. 検査職員

検査職員とは、契約書に基づき、完了検査又は既済部分検査を行うために発注者が定めた者をいう。

37. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関での品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

38. 履行期間

履行期間とは、契約図書に明示した業務を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

39. 業務開始日

業務開始日とは、業務の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

40. 業務着手

業務着手とは、業務開始日以降の実際の業務のための準備に着手することをいう。

41. 業務

業務とは、点検及び整備、又はそれらの一部をいう。

42. 点検

点検とは、設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する目視、計測、作動テスト等の作業をいう。

43. 整備

整備とは、機能維持のために定期的に、又は点検結果に基づき適宜実施する清掃、給油脂、調整、修理、機器・部品の取替、塗装等の作業をいう。

44. 現場

現場とは、業務を履行する場所、業務の履行に必要な場所及び設計図書に明確に指定される場所をいう。

45. SI

SI とは、国際単位系をいう。

46. 現場発生品

現場発生品とは、業務の履行により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

47. JIS 規格

JIS規格とは、日本産業規格をいう。

また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)にともない、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 資料の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に契約図面の原図若しくは電子データ及びその他の資料を貸与することができる。

ただし、「共通仕様書」、「機械工事施工管理基準(案)」等、市販・公表されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、履行前及び履行途中において、設計図書の照査を行い、下記に該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

- (1) 仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等、契約図書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-4 工程表

受注者は、契約書に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-1-5 ワンデーレスポンス

監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めなければならない。

ワンデーレスポンスとは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応(回答)し、工事現場において発生する諸問題を迅速に対応する取組みである。

1-1-6 点検・整備業務計画書

1. 一般事項

受注者は、業務着手前に本業務を履行するために必要な手順等についての点検・整備業務計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、点検・整備業務計画書を遵守し、業務の履行にあたらなければならない。

この場合、受注者は、点検・整備業務計画書に以下の事項について記載しなければならない。

第1章 総 則

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
ただし、受注者は簡易な業務においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 業務概要
- (2) 計画工程表
- (3) 業務履行要領
 - ① 点検・整備要領
 - ② 管理基準
 - ③ 施設操作の作業手順・誤動作防止等安全対策
 - ④ 防災情報等の異常値配信防止対策
- (4) 設備仕様一覧表
- (5) 業務組織表
- (6) 緊急時の体制及び対応
- (7) 工程管理
- (8) 写真管理
- (9) 安全管理
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 産業廃棄物の適正処理方法
- (13) その他

2. 変更点検・整備業務計画書

受注者は点検・整備業務計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該業務に着手する前に変更に関する事項について、変更点検・整備業務計画書を監督職員に提出しなければならない。

3. 詳細点検・整備業務計画書

受注者は、点検・整備業務計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な点検・整備業務計画書を提出しなければならない。

4. 履行体系図

受注者は、業務の作業区分を表示した体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-7 受注者による発注者の図面の使用

受注者は、発注者又は監督職員から提供された設計図書及びその他追加資料を、発注者の同意を得ないで、業務の履行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならないものとする。

1-1-8 監督職員

1. 監督職員の権限

当該業務における監督職員の権限は、契約書に規定した事項である。

2. 監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-9 現場技術員

受注者は、設計図書で、建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。なお、委託先及び業務を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。

- (1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 現場技術員は、契約書に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。

また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

1-1-10 管理技術者

1. 一般事項

受注者は、管理技術者を定め、契約図書に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。

2. 要件

管理技術者は、業務の履行に関し、技術上の管理をつかさどるに必要な知識と経験を有する技術者でなければならない。

3. 腕章及び名札の着用

管理技術者は、現場内において腕章並びに顔写真、所属会社及び社印の入った名札を見易い所に着用するものとする。名札は図 1-1-1 を標準とし、腕章の仕様は、監督職員と協議するものとする。

管 理 技 術 者		
写真 2cm×3cm 程度	氏 名	〇〇 〇〇
	業 務 名	〇〇〇〇業務
	履行期間	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	会 社	◇◇◇◇株式会社
		印

[注 1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注 2] 所属会社の社印とする。

図 1-1-1 名札の標準図

1-1-11 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める業務始期日以降30日以内に業務着手しなければならない。

1-1-12 再委託

1. 主たる部分

契約書に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれらを再委託してはならない。

- (1) 業務の履行についての総合的な業務計画、履行管理、点検手法の決定及び技術的判断等。
- (2) 点検結果に基づくデータ解析及び技術的所見。

2. 軽微な部分

契約書に規定する「軽微な部分」とはコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理等をいい、これらの再委託にあたって、受注者は発注者の承諾を必要としない。

3. 再委託者の要件

再委託者について、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 全省統一の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (2) 再委託者は、当該再委託業務の履行能力を有すること。

1-1-13 受注者相互の協力

受注者は、隣接業務(又は工事)又は関連業務(又は工事)の受注業者と相互に協力し、履行しなければならない。

第1章 総 則

また、他事業者が履行する関連業務(又は工事)が同時に履行される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-14 調査・試験に対する協力

1. 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 公共工事機械設備労務者賃金実態調査

受注者は、当該業務が発注者の実施する公共事業労務費調査又は公共工事機械設備労務者賃金実態調査の対象業務となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、履行期間経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項等を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象業務の一部について再委託契約を締結する場合には、当該再委託業務の受注者(当該再委託業務の一部に係る二次以降の再委託人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 諸経費動向調査

受注者は当該業務が発注者の実施する公共工事機械設備共同調査(諸経費動向調査)の対象業務となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、履行期間経過後においても同様とする。

4. 施工実態調査

受注者は当該業務が発注者の実施する公共工事機械設備共同調査(施工実態調査)の対象業務となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、履行期間経過後においても同様とする。

5. NETIS

受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して業務を履行する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号)、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国官施第34号、国総公第288号)による必要な措置をとるものとする。

- (1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該作業の履行が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム（以下「システム」という）にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。
- (2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した履行を行う場合、新技術活用計画書を作成し、点検整備業務計画書と共に提出しなければならない。また、当該作業の履行が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。

6. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-15 業務の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、業務の全部又は一部の履行について一時中止をさせることができる。

なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による業務の中断については、1-1-38 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 関連する他の業務（又は工事）の進捗が遅れたため業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 業務着手後、環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 第三者、受注者、作業員及び監督職員の安全のため必要があると認める場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、業務の中止内容を受注者に通知し、業務の全部一部の履行について一時中止させることができる。

1-1-16 設計図書の変更

1. 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

2. 設計図書の変更に伴う請負代金額の変更

業務の契約後、業務内容の変更が生じた場合において、発注者と受注者の協議のうえ、設計変更並びに請負代金額の変更を行う。

ただし、受注者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督職員が判断し、承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。

この場合、監督職員は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料の提出を求め、打合せを行うものとする。

3. 請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更

請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものとする。

- (1) 監督職員の指示により、設計図書に示された業務条件、業務内容の変更を行った場合、発注者と受注者の協議のうえ指示した日を基準日とし変更するものとする。
- (2) 請負代金額の変更は、設計図書に示した仕様並びに数量を基本として、変更に係わる部分についてのみ行うものとする。

1-1-17 履行期間変更

1. 一般事項

契約書に基づく履行期間の変更について、契約変更前に当該変更が履行期間変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、1. に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ協議開始の日までに履行期間の変更に関して監督職員と協議しなければならない。

3. 業務の一時中止

受注者は、契約書に基づき業務の全部若しくは一部の履行が一時中止となった場合、1. に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに履行期間の変更に関して監督職員と協議しなければならない。

4. 履行期間の延長

受注者は、契約書に基づき履行期間の延長を求める場合、1. に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに履行期間変更の協議書を監督職員に提出するものとする。

5. 履行期間の短縮

受注者は、契約書に基づき履行期間の短縮を求められた場合、1. に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに履行期間の変更に關して監督職員と協議しなければならない。

1-1-18 支給品及び貸与品

1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

受注者は、支給品及び貸与品について、その受渡状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残数を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品精算書

受注者は、業務完了時(完了前であっても、業務の履行上支給品の精算が行えるものについては、その時点)には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

4. 貸与機械の使用

受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める「請負工事用建設機械無償貸付仕様書」による。

5. 引渡場所

受注者は、契約書に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

6. 返還

受注者は、契約書又は設計図書に定める「不用となった支給品又は貸与品の返還」については、監督職員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで支給品及び貸与品の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

7. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

8. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の業務又は工事に流用してはならない。

9. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-19 現場発生品

1. 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-20 建設副産物

1. マニフェスト

受注者は、廃油等の産業廃棄物が搬出される業務にあたっては産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

2. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

3. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を履行現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、点検・整備業務計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、履行現場において再生資源履行計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

4. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を履行現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、点検・整備業務計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、履行現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、業務完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

1-1-21 監督職員による確認及び立会等

1. 立会依頼書の提出

受注者は、設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、履行現場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認及び立会の準備等

受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督職員による確認及び立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。

ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約書に基づき監督職員の立会を受け合格した場合にあっても、契約書に規定する義務を免れないものとする。

6. 確認

確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、設計図書に示された履行段階においては、確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に確認に係わる報告(種別、細別、予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から確認の実施について通知があった場合には、受注者は、確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、業務完了時まで提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完了時不可視になる履行箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

8. 確認及び立会の項目

発注者又は監督職員による確認及び立会等の項目は、設計図書に示すとおりとするものとする。また、監督職員による確認及び立会等の実施について通知があった場合には、受注者は、確認及び立会等を受けなければならない。

1-1-22 点検・整備業務報告書

受注者は、各点検(月点検、年点検、運転時点検、臨時点検)又は整備終了時に点検・整備業務報告書を作成し、提出するものとする。

第1章 総 則

作成にあたっては、設備・機器の現状、状況変化やデータ経過等の把握及び将来における効率的、効果的な保守管理を行うための傾向管理データとして利用できるよう点検結果をとりまとめるものとし、次の事項について記載する。

記入様式等は監督職員の指示するもの、又は監督職員の承諾を受けたものとする。

なお、電子納品については監督職員と協議するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施工程表
- (3) 点検・整備記録(点検項目、判定、処置内容、改善内容、整備内容、補修方法他)
- (4) 不具合箇所
- (5) 計測記録、運転記録
- (6) 交換部品等
- (7) 予備品リスト
- (8) その他

1-1-23 業務履行写真

受注者は、各点検(月点検、年点検、運転時点検、臨時点検)又は整備終了時に監督職員に提出しなければならない。

業務履行写真を電子媒体で提出する場合には、「デジタル写真管理情報基準」によるものとする。

1-1-24 完了検査

1. 完了通知書の提出

受注者は、契約書に基づき、完了通知書を監督職員に提出しなければならない。

2. 完了検査の要件

受注者は、完了通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての業務が完了していること。

なお、追加、変更指示の手続きは契約書による。

- (2) 設計図書により義務付けられた業務履行写真、業務関係図書及び点検・整備業務報告書等の資料の整備がすべて完了していること。

- (3) 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、完了検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、業務を対象として契約図書と対比し、履行状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行うものとする。

5. 修補の指示

検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

6. 適用規定

受注者は、当該完了検査については、1-1-21 3. の規定を準用する。

1-1-25 既済部分検査

1. 一般事項

受注者は、契約書に基づく部分払いの確認の請求を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 部分払いの請求

受注者は、契約書に基づく部分払いの請求を行うときは前項の検査を受ける前に業務の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、業務を対象として業務の出来高に関する資料と対比し履行状況について書類、記録及び写真等を参考にして検査を行うものとする。

4. 修補

受注者は、検査職員の指示による修補については、1-1-24 5. の規定に従うものとする。

5. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、1-1-21 3. の規定を準用する。

6. 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

1-1-26 履行管理

1. 一般事項

受注者は、業務の履行にあたっては、点検・整備業務計画書に示される作業手順に従って業務を履行しなければならない。また、業務が設計図書に適合するよう十分な履行管理を行わなければならない。

2. 履行管理体制の確立

受注者は、契約図書に適合するよう業務を履行するために、自らの責任において、履行管理体制を確立しなければならない。

3. 履行管理内容

受注者は、設計図書又は監督職員の指示したもの(特に指示のない場合は、別に定める「機械工事施工管理基準(案)」)により履行管理を行うものとする。

なお、「機械工事施工管理基準(案)」に定めのないものについては、監督職員と協議のうえ、履行管理を行うものとする。

4. 信頼性の確保

受注者は、業務の履行にあたっては、当該機械設備(又は施設)の点検を着実に行うとともに、点検の結果、異常が確認されない場合であっても、設備の機能及び安全上において十分満足した状態であるか常に意識し、当該機械設備(又は施設)の信頼性確保に努めるものとする。

5. 標示板の設置

受注者は、履行に先立ち現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、業務名、実作業期間、発注者名、受注者名及び電話番号を記載した標示板を設置し、実作業完了後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合又は一般通行人が通行することのない現場かつ短時間で実作業が完了するものについては、監督職員の承諾を得て省略することができる。

6. 整理整頓

受注者は、履行期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

7. 周辺への影響防止

受注者は、履行に際し現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう履行しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。

また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

8. 良好な作業環境の確保

受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所及び現場事務所等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

9. 発見・拾得物の処置

受注者は、業務中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

10. 工程管理

受注者は、計画工程表に基づき、規定の履行期間内に業務が円滑に完了するよう工程管理を行わなければならない。

11. 記録及び関係書類

受注者は、品質及び出来形の規格値を定めた「機械工事施工管理基準(案)」により履行管理を行い、また、「写真管理基準」により業務写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、業務完了時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、「機械工事施工管理基準(案)」及び「写真管理基準」に定めのないものについては、監督職員と協議のうえ、履行管理、写真管理を行うものとする。

12. 情報共有化

受注者は、監督職員及び受注者の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

第1章 総 則

また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

1-1-27 業務中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、「土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和3年3月31日)」、「建設機械施工安全技術指針(国土交通省総合政策局建設施工企画課長平成17年3月31日)」、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針((社)日本潜水協会)」、「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」及び「JIS A 8972(斜面・法面工事に用仮設設備)」を参考にし、常に履行の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針等は当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 支障行為等の防止

受注者は、業務の履行中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼす等の行為をしてはならない。

3. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

4. 使用する建設機械

受注者は、業務に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

5. 周辺への支障防止

受注者は、履行箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう適切な措置を施さなければならない。

6. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。また、履行期間中において、降雨等による出水の情報を監督職員から受けた場合は、直ちに復旧作業を行い設備の運転操作が可能な状態にしなければならない。

なお、復旧の程度については、監督職員の指示によるものとする。

7. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、業務の履行現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、

その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

8. 安全巡視

受注者は、履行期間中、安全巡視を行い、履行区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

9. 作業中断時の体制

受注者は、業務の履行期間中、作業中断時及びその日の業務終了時等、作業現場を離れる場合には、当該機械設備（又は施設）の機能確保の確認を行わなければならない。

なお、業務内容により、機能確保の困難な作業期間等において監督職員の承諾を得た場合にはこの限りではない。

10. 定期安全研修・訓練等

受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に現場作業に応じた安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事もできる。

新規作業員入場の際は、随時、安全に関する教育を実施するものとする。

研修・訓練等に割り当てる時間については、業務の実態を考慮し監督職員と協議することができる。

また、点検を実施しない月がある場合においては、当該月の安全教育を省略できるものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該業務内容等の周知徹底
- (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該業務における災害対策訓練
- (5) 当該業務現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

11. 点検・整備業務計画書

- (1) 受注者は、履行計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び出水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、履行方法及び履行時期を決定し、点検・整備業務計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、点検・整備業務計画書に記載しなければならない。

12. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は点検・整備業務報告等に記録した資料を整理及び保管し、監督職員の請求があった場合には直ちに提示するものとする。

13. 関係機関との連絡及び調整等

- (1) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、履行中の安全を確保しなければならない。

(2) 受注者は、履行現場が隣接し又は同一場所において別途業務(又は工事)がある場合は、受注業者間の安全履行に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うものとする。

14. 安全衛生協議会の設置

監督職員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

15. 安全優先

受注者は、業務履行中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

16. 災害発生時の応急処置

受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

17. 機械設備操作に対する措置

受注者は、点検・整備作業にあたって、機械設備の運転停止や通電停止、起動装置の施錠などの安全措置を作業内容に応じて適切に講じなければならない。

1-1-28 爆発及び火災の防止

1. 危険物の使用

受注者は、危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、消防法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

2. 火気の使用

受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、業務中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を点検・整備業務計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、草刈等により発生した草等を野焼きしてはならない。

1-1-29 後片付け

受注者は、業務の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び業務にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にす

るものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、完了検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後、撤去するものとする。

なお、このための費用は受注者の負担とする。

1-1-30 事故報告書

受注者は、業務の履行中に、人身事故及び第三者に損害を与えた事故、又は機械設備（又は施設）や周辺地域に影響を及ぼす事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、別に定める様式（事故報告書）で、指示する期日までに提出しなければならない。

1-1-31 環境対策

1. 環境保全

受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）」、関係法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、履行計画及び業務の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、1-1-34 6. 及び 8. の規定に従い対応しなければならない。

3. 注意義務

受注者は、業務の履行に伴い、第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。

4. 水中への落下防止措置

受注者は、水中に業務で使用する資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、業務で使用した廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

5. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、業務の履行にあたり次の表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

6. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、再委託者等に関係法令等を遵守させるものとする。

7. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

8. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

- （1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。

- （2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること）に留意すること。

1-1-32 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書によって処置するものとする。

2. 輸送災害の防止

受注者は、特殊車両の通行にあたっては、車両による土砂、資材及び機械などの輸送を伴う業務については、道路管理者及び所轄警察署と事前に協議を行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る業務の履行にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準(案)」（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

4. 公衆交通の確保

受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業が中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

5. 水上輸送

業務の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

6. 作業区域の標示等

受注者は、業務の履行にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

7. 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちにその物体を取り除かなければならない。

なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。

8. 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。

9. 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。

第1章 総 則

また、道路交通法施行令(令和4年1月改正 政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-2 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m (ただし、指定道路については 4.1m)
重量 総重量	20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重 の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t)
輪荷重	1.8m 以上の場合は 20t 5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-33 諸法令等の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は業務の履行にあたり、関係する諸法令、基準等を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令等の適用・運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

なお、主な法令・基準等は以下に示すとおりである。

・ 法令

- (1) 会計法(令和元年5月改正 法律第16号)
- (2) 建設業法(令和3年5月改正 法律第48号)
- (3) 下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)
- (4) 労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号)
- (5) 労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)
- (6) 作業環境測定法(令和元年6月改正 法律第37号)
- (7) じん肺法(平成30年7月改正 法律第71号)
- (8) 雇用保険法(令和4年3月改正 法律第12号)

第1章 総 則

- (9) 労働者災害補償保険法(令和2年6月改正 法律第40号)
- (10) 健康保険法(令和3年6月改正 法律第66号)
- (11) 中小企業退職金共済法(令和2年6月改正 法律第40号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正 法律第69号)
- (14) 道路法(令和3年3月改正 法律第9号)
- (15) 道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)
- (16) 道路運送法(令和2年6月改正 法律第36号)
- (17) 道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第4号)
- (18) 砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)
- (19) 地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)
- (20) 河川法(令和3年5月改正 法律第31号)
- (21) 海岸法(平成30年12月改正 法律第69号)
- (22) 港湾法(令和4年3月改正 法律第7号)
- (23) 港則法(令和3年6月改正 法律第53号)
- (24) 下水道法(令和4年5月改正 法律第44号)
- (25) 航空法(令和4年6月改正 法律第62号)
- (26) 公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)
- (27) 軌道法(令和2年6月改正 法律第41号)
- (28) 森林法(令和2年6月改正 法律第41号)
- (29) 環境基本法(令和3年5月改正 法律第36号)
- (30) 火薬類取締法(令和元年6月改正 法律第37号)
- (31) 大気汚染防止法(令和2年6月改正 法律第39号)
- (32) 騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)
- (33) 水質汚濁防止法(平成29年6月改正 法律第45号)
- (34) 湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)
- (35) 振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)
- (36) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)
- (37) 文化財保護法(令和3年4月改正 法律第22号)
- (38) 砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)
- (39) 電気事業法(令和4年6月改正 法律第74号)
- (40) 消防法(令和3年5月改正 法律第36号)
- (41) 測量法(令和元年6月改正 法律第37号)
- (42) 建築基準法(令和4年5月改正 法律第55号)
- (43) 都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)
- (44) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)
- (45) 土壌汚染対策法(平成29年6月改正 法律第45号)
- (46) 駐車場法(平成29年5月改正 法律第26号)
- (47) 海上交通安全法(令和3年6月改正 法律第53号)

第1章 総 則

- (48) 海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)
- (49) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和3年5月改正 法律第43号)
- (50) 船員法(令和3年6月改正 法律第75号)
- (51) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正 法律第59号)
- (52) 船舶安全法(令和3年5月改正 法律第43号)
- (53) 自然環境保全法(平成31年4月改正 法律第20号)
- (54) 自然公園法(令和3年5月改正 法律第29号)
- (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)
- (56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号)
- (57) 河川法施行法(平成11年12月改正 法律第160号)
- (58) 技術士法(令和元年6月改正 法律第37号)
- (59) 漁業法(令和3年5月改正 法律第47号)
- (60) 漁港漁場整備法(平成30年12月改正 法律第95号)
- (61) 空港法(令和4年6月改正 法律第62号)
- (62) 計量法(平成26年6月改正 法律第69号)
- (63) 厚生年金保険法(令和3年6月改正 法律第66号)
- (64) 航路標識法(令和3年6月改正 法律第53号)
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律(令和4年5月改正 法律第46号)
- (66) 最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)
- (67) 職業安定法(令和4年3月改正 法律第12号)
- (68) 所得税法(令和4年6月改正 法律第71号)
- (69) 水産資源保護法(平成30年12月改正 法律第95号)
- (70) 船員保険法(令和3年6月改正 法律第66号)
- (71) 著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)
- (72) 電波法(令和4年6月改正 法律第19号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年4月改正 法律第32号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)
- (75) 農薬取締法(令和元年12月改正 法律第62号)
- (76) 毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正 法律第35号)
- (77) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和2年6月改正 法律第42号)
- (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)
- (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第35号)
- (80) 警備業法(令和元年6月改正 法律第37号)
- (81) 個人情報保護に関する法律(令和4年5月改正 法律第54号)
- (82) ダイオキシン類対策特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)
- (83) 悪臭防止法(平成23年12月改正 法律第122号)

第1章 総 則

(84) 製造物責任法(平成29年6月改正 法律第45号)

(85) エネルギーの使用の合理化に関する法律(平成30年6月改正 法律第45号)

・ 基準等

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 日本産業規格 | (JIS) |
| (2) 日本電機工業会規格 | (JEM) |
| (3) 機械工事共通仕様書(案) | (国土交通省) |
| (4) 機械工事施工管理基準(案) | (国土交通省) |
| (5) 機械工事塗装要領(案)同解説 | (国土交通省) |
| (6) 土木工事安全施工技術指針 | (国土交通省) |
| (7) 建設機械施工安全技術指針 | (国土交通省) |
| (8) 電気設備に関する技術基準を定める省令 | (経済産業省) |
| (9) 自家用電気工作物保安規程 | (経済産業省) |
| (10) 河川管理施設等構造令 | (平成25年7月改正 政令第214号) |
| (11) 国土交通省河川砂防技術基準 | (国土交通省) |

2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該業務の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが1.の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

1-1-34 官公庁等への手続き

1. 一般事項

受注者は、業務の履行期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、業務の履行にあたり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続の提示、提出

受注者は、諸手続において、許可、承諾等を得た時はその書面を監督職員に提示しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合は写しを提出しなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

5. コミュニケーション

受注者は、業務の履行にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

ならない。

6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-35 履行時期及び履行時間の変更

1. 履行時間の変更

受注者は、設計図書に履行時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

2. 休日又は夜間作業の連絡

受注者は、設計図書に履行時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

1-1-36 提出書類

1. 一般事項

受注者は、提出書類を契約書及び共通仕様書により作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。

2. 監督職員を経由しない書類

契約書に規定されている「設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行う」に該当する書類は請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

3. 変更書類

受注者は、提出書類の内容に変更を生じた場合は、その都度変更書類を提出しなければならない。

4. 詳細書類

受注者は、監督職員が特に指示した事項については、さらに詳細な書類を提出しなければならない。

5. 提出の省略

受注者は点検・整備の種類や規模等により提出することが不要と判断できる書類は、監督職員の承諾を受けたうえで提出を省略できるものとする。

6. サンプル等

監督職員は、技術的な確認が必要な場合、受注者に対し技術資料・サンプル等の提出を求めることができる。

7. 電子納品

電子納品は、「機械設備保守点検業務の電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出するものとする。

成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。

1-1-37 保険の付保及び事故の補償

1. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

3. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

1-1-38 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、業務の履行に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-39 機械設備(又は施設)の操作

1. 一般事項

受注者は、業務の履行に伴い、機械設備(又は施設)の運転・操作を行う場合は、事前に監督職員へ連絡するものとする。

なお、運転・操作終了時又は緊急時においては、設備を所定の状態に戻すこととする。

ただし、点検前の状態に戻すことが設備の安全上、機能上好ましくない場合は監督職員と協議するものとする。

2. 誤操作の防止

受注者は、誤操作を防止するため、操作責任者を定め、操作責任者以外は操作を行わないものとする。

また、点検中は、始動ロックの処置をし、操作盤に「点検中」の表示板等を掲げるものとし、遠隔監視操作制御設備等がある施設については、遠隔側にも「点検中」の表示板等を掲げ事故防止を行うものとする。

3. 対外的影響への留意

受注者は、業務の履行中における設備の誤操作、誤信号の外部への発出をすることがないように十分に留意しなければならない。

対外的影響が想定される運転・操作については、必要に応じ監督職員の立会を求め、十分な確認・監視体制を確保するものとする。

4. 操作スイッチ等の位置確認及び復旧

受注者は、予め点検を行う前に電源ブレーカや運転操作に関するスイッチ類の位置を確認記録し、点検終了時は点検前の所定の位置に戻すとともに監督職員へ報告するものとする。

なお、設計図書に点検終了後のスイッチ類の位置が記載されている場合はその限りではない。

1-1-40 石綿使用の有無

受注者は、業務の履行において建築物・工作物等の解体・改修作業を伴う場合、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の業務にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出しなければならない。

また、大気汚染防止法に基づき、特定粉塵発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

1-1-41 疑 義

受注者は、仕様書等について疑義がある場合は、速やかに監督職員に報告し、協議のうえ、決定するものとする。

1-1-42 発注者の誤謬

発注者は、発注者又は監督職員により提供された発注者の図面、その他の文書による資料及び設計変更の指示事項に対して責任を負うものとする。また、発注者は発注者の図面、資料、指示事項に誤りがあり、設計変更を必要とする場合、契約書に基づき請負金額の変更を行うものとする。

1-1-43 守秘義務

受注者は、点検・整備の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第 1 章 総 則

第2章 機器及び材料

第1節 通 則

2-1-1 一般事項

1. 適 用

受注者が業務の対象物に使用する機器、材料及び部品等(以下「機器等」という。)は、構造、性能、機能について設計図書及び設計図書に記載された基準の品質又は同等以上の品質を有し、JIS又はその他関係する規格基準に合格した機器等を使用しなければならない。

ただし、監督職員が承諾した機器等については除くものとする。

2. 機器等の形状

受注者が業務に使用する機器等については、設計図書に明示された形状、寸法、品質、性質、機能等を有しているもので、かつ、錆、腐食、変質、変形等の異常がないものとしなければならない。

3. 設計図書に規定されていない機器等の使用の承諾

受注者が業務に使用する設計図書に規定されていない機器等は、次の規格又はこれと同等以上の品質を有しているものとし、あらかじめ監督職員の承諾を受けなければならない。

- (1) 日本産業規格(JIS)
- (2) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- (3) 日本電機工業会規格(JEM)
- (4) 電池工業会規格(SBA)
- (5) 日本電線工業会規格(JCS)
- (6) 日本溶接協会規格(WES)
- (7) 日本水道協会規格(JWWA)
- (8) 日本ダクタイル鉄管協会規格(JDPA)
- (9) 空気調和・衛生工学会規格(SHASE)

4. 海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。

5. 新技術・新素材の採用

受注者は、設備の操作性、信頼性等を向上する目的で使用する新技術・新素材について、現在及び将来の技術動向を見極めた上で、信頼性、耐久性等の検討を行いそれらが設計図書で規定する機能を満足する場合は、監督職員の承諾を得て採用することができる。

6. 試験を行う機器等

受注者は、設計図書において試験を行うこととしている機器等について、JIS又は設計図書で指示する方法により、試験を実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

7. 材料の保管

受注者は、材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により材料の使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

2-1-2 機 器

1. 新品の使用

業務目的物に使用する機器は新品としなければならない。ただし監督職員の指示・承諾を得た場合はこの限りではない。

2. 製造業者の証明書等

当該業務に使用する機器については、製造業者の規格証明書又は試験成績書を提出しなければならない。ただし監督職員の指示・承諾を得た場合はこの限りではない。

2-1-3 材 料

1. 材料

受注者は、業務に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示がされている材料・製品等については、表示状態を示す写真等の提示をもって品質規格証明書の提示に代えることができる。

ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

2. 防食処理

異種金属を組み合わせて使用する場合等の腐食が発生しやすい状況で金属材料を使用する場合は、適切な防食処理を行わなければならない。

2-1-4 見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督職員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された材料について、見本又は品質を証明する資料を材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

第3章 共通履行

業務は、機械設備(又は施設)の目的、使用条件を考慮して十分機能を発揮できるように安全確実に履行するものとし、別に定める「機械工事共通仕様書(案)」に準ずるほか、次によるものとする。

第1節 点 検

3-1-1 目 的

点検の目的は、機械設備(又は施設)の偶発的損傷、構造的損傷及び経年的損傷などによる不良部分を発見することによる設備機能損失の未然防止のほか、計画的な整備・更新のために設備健全度や劣化傾向を把握し、修理・改善を行うための資料を得ることを目的とする。

3-1-2 点検方法

点検方法は、設計図書又は監督職員の指示によるものとし、点検方法、測定箇所等を入力した点検要領を点検・整備業務計画書にて監督職員に提出するものとする。

3-1-3 点検作業

受注者は、点検作業については次によるものとする。

- (1) 機械設備(又は施設)の点検においては、事前に各設備の設置目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、点検履行に必要な設備特性を考慮のうえ、履行しなければならない。
- (2) 点検実施者は、当該機械設備(又は施設)の機能、構造等に精通し、かつ点検に十分な知識と経験を有するものでなければならない。
- (3) 点検にあたっては、事前に作業手順、作業工程について検討を行い、履行しなければならない。
- (4) 点検においては、外観等の状態を確認する箇所は、十分な清掃を実施しなければならない。
- (5) 点検においては、作業場所に建設機械を配置する場合は、作業性、安全性に十分留意し配置するものとする。
- (6) 点検は、各々の点検項目に基づき、各項目毎に異常の有無を確認するものとする。
- (7) 設計図書で傾向管理項目とされている点検項目については、点検結果を時系列に整理し、管理基準値と比較することで傾向管理を行うものとする。
- (8) 点検中、早急に修理又は改善を要する不良、不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
- (9) 点検にあたっては、当該機械設備(又は施設)の機能面及び安全面の確認を行うものとし、改善対策が必要と思われる場合は、点検・整備業務報告書にて監督職員に報告するものとする。

- (10) 点検にあたっては、当該機械設備(又は施設)の予備品の数量及び状態の確認を行うものとする。また、設備機能に致命的な影響を与える機器については、保守部品等の有無を確認するものとする。
- (11) 点検に必要な仮設資材及び機械器具を、設計図書に示される条件に基づき、受注者の責任と費用負担により準備しなければならない。

3-1-4 点検記録の作成

- (1) 受注者は、1-1-22 (3)に定める点検記録の作成にあたっては、点検項目に基づき、設備・機器の状況変化や経過等が把握できるよう、点検結果の記録を整理作成するものとする。
- なお、作成にあたっては、点検実施日の天候、温度、湿度を記載するものとする。
- (2) 受注者は、点検の結果、1-1-22 (4)に定める不具合箇所があった場合は、当該箇所の状態、原因、処置方法若しくは改善方法を取りまとめ、写真等現場状況を確認できる資料を添付のうえ、報告書を作成しなければならない。
- なお、高度な技術を必要とする補修方法の提案については対象外とする。
- ただし、仕様書等に作業指示がある場合はこの限りでない。

3-1-5 計測器具等

- (1) 点検に要するスケール、温度計、湿度計、振動計、テスター、絶縁抵抗計等の計測機器及び分解調整用の工具類は受注者の責任と費用負担で準備しなければならない。
- ただし、備えつけの特殊工具については、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。
- (2) 計測器具の使用にあたっては、トレーサビリティ、有効期間等を事前に確認できるよう、資料を整理及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

3-1-6 月点検(管理運転点検・目視点検)

1. 一般事項

月点検は、機械設備(又は施設)の信頼性確保と機能の保全を目的として、設備各部の異常の有無、発錆の有無、給油状態、損傷発生の有無等の把握並びに各部の機能確認等に主眼をおき実施し、管理運転点検又は目視点検を行うものとする。

なお、河川用水門設備、ダム用水門設備及び揚排水ポンプ設備については、管理運転点検を原則とする。また、受注者は、次の事項に注意して行うものとする。

- (1) 水密部の劣化、損傷及び異常漏水。
- (2) 各機器、配管、タンク等からの油や水、エアーの漏れ
- (3) 各部のボルト・ナット類のゆるみ、脱落の有無。
- (4) 各部の外観異常の有無及び清掃状態。
- (5) 操作盤内の乾燥状態、汚損、破損及び経年劣化等による機器の過熱等の異常の有無。

- (6) 各部の塗装の劣化及び錆の発生と進行状況。
- (7) 管理運転時の各部の異常振動、異常音、過熱の有無。
- (8) 冷却水、潤滑水、潤滑油、作動油等の量・劣化・圧力の確認。
- (9) 可動部分や流入水路、排水路、配管等への塵芥、土砂など障害物の堆積の有無。
- (10) 吊り金具類のゆるみ、アンカー周辺部の亀裂、コンクリートの剥離の有無等。

2. 管理運転点検

管理運転点検は、可能な限りの負荷状態において運転をしながら、設備の状況確認、動作確認を行うもので、設備各部の異常の有無や、障害発生状況の把握並びに各部の機能確認等のため、当該設備の状態に応じて、目視、計測等により外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うものである。

なお、動作確認は、予備機・予備動力系についても行うものとする。

3. 目視点検

目視点検は、設備各部の異常の有無や、障害発生の状況並びに各部の機能確認のため、設備の状態に応じて、目視による外観の異常の有無、前回点検時以降の変化の有無について確認を行うものである。

目視点検は、管理運転点検ができない場合に実施するものとする。

4. 点検方法及び項目

点検方法及び項目は、設計図書によるものとする。

3-1-7 年点検

1. 一般事項

年点検は、機械設備(又は施設)の信頼性の確保と機能の保全を図ることを目的として全体的機能の確認に主眼をおき、目視、計測等により外観の異常の有無及び計測機器による測定や分析、作動テストなどの方法により、総合的な点検を行うことを標準とする。また、受注者は、3-1-6の事項に加え、次の事項に注意して行うものとする。

- (1) 操作盤の各種計器類、リレー、プログラマブルロジックコントローラ(以下「PLC」という。)等の指示・作動・通信状況及び各機器異常の有無。
- (2) 配線の接続状態及び絶縁抵抗、接地抵抗等の確認。
- (3) 各部材・機器の摩耗、変形、損傷等の有無。
- (4) 各種計測値の傾向管理。

2. 点検方法及び項目

点検方法及び項目は設計図書によるものとする。

3-1-8 運転時点検

1. 一般事項

運転時点検は、機械設備(又は施設)の機能及び安全確認のため、当該設備の機能・目的・設置環境に対応した方法で、運転・操作開始時の障害の有無、運転・操作中及び終了時の異常の有無や変化等の状況確認を実施することを標準とする。

2. 点検方法及び項目

点検方法及び項目は、設計図書によるものとする。

3-1-9 臨時点検

1. 一般事項

臨時点検は、地震、落雷、その他の要因により設備の異常等が発生した場合、その都度、機械設備(又は施設)の点検を行うもので、受注者は、設計図書又は監督職員の指示により、3-1-6 月点検(管理運転点検・目視点検)又は3-1-7 年点検の項に準じて行うものとする。

2. 点検方法及び項目

点検方法及び項目は、設計図書によるものとする。

第2節 整備

3-2-1 目的

整備の目的は、機械設備(又は施設)の故障、損傷、疲労、劣化等への対応、あるいはこれらの予防のため、定期的又は点検結果に基づき、設備の機能維持、機能保全及び機能回復のための、清掃、調整、給油、部品交換、修理等を行うものである。

3-2-2 整備方法

整備方法は、設計図書又は監督職員の指示によるものとし、整備方法、整備箇所等を記入した整備要領書を、点検・整備業務計画書にて監督職員に提出するものとする。

3-2-3 整備作業

受注者は、整備作業については次によるものとする。

- (1) 機械設備(又は施設)の整備においては、各設備全体を目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、整備履行に必要な設備特性を事前に考慮のうえ、履行にあたらなければならない。
- (2) 整備実施者は、当該機械設備(又は施設)の機能、構造等に精通し、かつ整備に十分な知識と経験を有するものでなければならない。
- (3) 整備の履行にあたっては、設備特性を十分理解し、適切に行うものとする。また、事前に作業手順、作業工程について検討を行い、履行しなければならない。
- (4) 整備において、作業場所に建設機械を配置する場合は、作業性、安全性に十分留意し配置するものとする。
- (5) 整備中、新たに整備を必要とする箇所が発見された場合は、速やかに監督職員に報告又は監督職員と協議するものとする。
- (6) 整備に必要な仮設資材及び機械器具は、設計図書に示される条件に基づき、受注者の責任と費用負担により準備しなければならない。

(7) 受注者は、整備終了後、設備が確実に機能を回復していることを、試運転等を行うことによって、確認しなければならない。

ただし、現場状況等により確認作業を実施できない場合は、監督職員と協議するものとする。

3-2-4 整備記録の作成

整備記録の作成にあたっては、下記によるものとする。

- (1) 受注者は、整備について整備記録を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、整備記録には整備箇所の写真、図面等を添付するものとする。
- (3) 受注者は、整備を実施した場合は、整備箇所及び整備内容について、その後の整備に参考となる事項を適切に記録するものとする。

3-2-5 定期整備

1. 一般事項

定期整備は、一定期間毎又は計画的に実施する分解点検や部品交換で、設備・機器の機能維持を目的としたものである。

2. 整備内容

整備内容は、設計図書によるものとする。

3. 整備記録の作成

整備記録の作成にあたっては、下記によるものとする。

- (1) 受注者は、整備について整備記録を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、整備記録には整備箇所の写真、図面等を添付するものとする。
- (3) 受注者は、整備を実施した場合は、整備箇所及び整備内容について、その後の整備に参考となるよう、次の事項について記録するものとする。
 - ① 整備(分解)前後の軸芯、振動等計測記録(計測した場合)
 - ② 整備(分解)時の部品状態点検記録(主要部品)
 - ③ 整備(分解)後の部品検査記録(主要部品)
 - ④ その他必要なもの

3-2-6 通常の保全サイクルで実施する整備

1. 一般事項

通常の保全サイクルで実施する整備は、機械設備(又は施設)が所定の機能を発揮するために、定期的又は点検結果等に基づき実施する、清掃、調整、給油、部品交換、修理等の作業を行うものである。

2. 整備内容

整備内容は、設計図書によるものとする。

第4章 水門設備

第1節 通 則

4-1-1 適 用

この章は、河川管理施設としての河川用水門設備及びダム用水門設備に適用する。

なお、河川用水門設備には、堰、水門、閘門、樋門等を含むものとし、ダム用水門設備には、ダム用水門、放流ゲート・バルブ、取水設備を含むものとする。

4-1-2 一般事項

水門設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) ダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省)
- (2) 河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案) (国土交通省)
- (3) ダム用ゲート設備等点検・整備・更新マニュアル(案) (国土交通省)
- (4) 河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案) (国土交通省)
- (5) ダム用ゲート設備等点検・整備標準要領(案) (国土交通省)
- (6) ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)
(国土交通省)
- (7) ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)同解説
(国土交通省)

4-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

- (1) 計画工程表の作成にあたっては、天候、周辺の用水の使用状況、潮の干満、ダム貯水位運用等を調査し点検時期を計画するものとする。
- (2) 越流部、扉体内部、水密部、ローラ部、ヒンジ部及び戸溝においては、流木、塵芥及び土砂等の堆積物の有無を確認するものとする。
- (3) 扉体については、腐食、変形、溶接割れ、塗膜劣化状況を確認するとともに、運転中の異常振動、異常音、片吊り等の確認を行うものとする。
- (4) 水門設備の主ローラ、補助ローラ、シーブ等の回転部位には必要に応じ適切な潤滑を行い、摩耗、焼付及び腐食等を防ぐとともに回転状態の確認を行うものとする。
- (5) 水密ゴムの変形、損傷、劣化等の有無、漏水等の発生の有無を確認する。
- (6) 電動機、内燃機関、油圧ポンプ等は、運転中に異常振動、異常音及び異常な過熱等の発生の有無について確認を行うものとする。また、内燃機関については排気音・色等、排気の状態も確認するものとする。
- (7) ワイヤロープについては、発錆、素線切れ、給脂状態等を確認するとともに、ロープ径の計測確認を行うものとする。

第4章 水門設備

- (8) 油圧式開閉機においては、シリンダ、油圧ユニット、バルブ、タンク、配管等において、運転中の異常振動、異常音、異常な過熱等の発生の有無、油圧シリンダのずり落ち量計測、漏油及び作動油の劣化状態等の確認を行うとともに、円滑に作動することを確認するものとする。
- (9) 制動装置については、ライニング等の隙間計測及び腐食状態確認を行うとともに、円滑に作動することを確認するものとする。
- (10) 切替装置、減速機等においては、運転中の異常振動、異常音、異常な過熱等の発生の有無の確認を行うとともに、漏油の有無についても確認を行うものとする。
- (11) 開放歯車は、歯面の摩耗、損傷、歯当たりの確認及びバックラッシの計測を行うとともに、運転中の異常振動、異常音の発生を確認するものとする。
- (12) ラック式やスピンドル式開閉機においては、ラック棒やスピンドルの曲がり、変形や異常な摩耗が生じていないかを確認するものとする。
- (13) 軸受、軸継手等は、芯ずれ、潤滑油の油量と劣化について確認するとともに、運転中の異常振動、異常音、過熱等の発生の有無を確認するものとする。
- (14) 計測装置等については、運転中に適正に計測及び作動することを確認するものとする。
- (15) 操操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態等の確認、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。また、PLCについては、電源電圧、入力信号、出力信号の確認、伝送装置については、電源電圧、信号レベル、接続部の確認を確実にを行うものとする。
- (16) 点検時に、操作の保護(インタロック)を解除する場合には、施設への悪影響を及ぼさないよう事前調査を行い、点検終了時は、現状復旧を行うものとする。
- (17) 管理運転時には、全開・全閉の確認(ただし、現場状況によりできない場合を除く。)、各機器等の発熱、異常振動、異常音、作動状態、計器の表示、表示灯の状態及び内燃機関の排気の状態等を総合的に点検するものとする。
- (18) ゲートの操作にあたっては事前に監督職員の承諾を受けるものとし、ゲート操作により、河川の下流側への水位上昇等がある場合は、当該設備の操作規則等に従い操作を行い、周辺状況に十分留意するものとする。
- (19) 管理運転にあたっては、水密部の乾燥状況を確認し、水密ゴムが変形、損傷しないように必要に応じて適切な処置を講じること。また、内水位や外水位の影響を考慮のうえ実施するものとし、実施時は各機器等及び周囲の監視を行うものとする。
- (20) 自家発電設備が自家用電気工作物に該当する場合は、法令に基づき適切に点検を行うものとする。
- (21) 戸当り及び防護柵や管理橋等の鋼製付属設備については、腐食、変形、溶接割れ、塗膜劣化、ボルト等の取付状況を確認するものとする。

第5章 揚排水ポンプ設備

第1節 通 則

5-1-1 適 用

この章は、河川管理施設としての揚排水ポンプ設備(コラム形水中ポンプ設備を含む)、ポンプゲート設備とその付属設備並びに付属施設に適用する。

5-1-2 一般事項

揚排水ポンプ設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 揚排水機場設備点検・整備指針(案) | (国土交通省) |
| (2) 救急排水ポンプ設備点検・整備指針(案) | (国土交通省) |
| (3) 河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案) | (国土交通省) |
| (4) 河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案) | (国土交通省) |

5-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書、関係諸法令及び関係基準・要領等によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

- (1) 計画工程表の作成にあたっては、天候、周辺の用水の使用状況、潮の干満等を調査し点検時期を決定するものとする。
- (2) 吸水槽の点検にあたっては、土砂の堆積がポンプ運転に支障がないか確認するものとする。また、転落、転倒事故が起きないように、安全対策を確実に講じたうえで実施するものとする。
- (3) 主ポンプ設備においては、下記に留意して点検を実施するものとする。
 - ① 主ポンプ主軸においては、軸芯の狂い、運転中の軸受等の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているかを確認する。
 - ② 各潤滑油においては、油量が適切であるか、漏油の有無等の確認を行うとともに、使用油の劣化状態についても確認するものとする。
 - ③ グランドパッキンは、異常過熱の有無と水の漏れ量が適量であるか確認を行うものとする。
 - ④ 計器類は、破損、汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。
 - ⑤ 吐出弁においては、腐食、グランド部漏水の確認を行うとともに、運転中の異常振動、異常音の有無及び異常な発熱がないことの確認を行い、良好な運転が行われているかを確認するものとする。
 - ⑥ 水中軸受への給脂は、潤滑部が十分に充填されるまで実施するものとする。
- (4) 主ポンプ駆動設備においては、下記に留意して点検を実施するものとする。

第5章 揚排水ポンプ設備

- ① 潤滑油については、オイルパン内の潤滑油量、水分、沈殿物の有無を確認するものとする。
 - ② 潤滑油ポンプ、初期潤滑油ポンプについては、配管等からの漏油の有無、ポンプ本体の発熱、異常振動及び異常音について確認を行うものとする。
 - ③ 給気取入口及び排気口の閉塞の有無、排気ダクト及び断熱被覆等の破損、亀裂の有無を確認するものとする。また、エンジン始動時は、目視可能な範囲において、排気管及びその周辺に小枝や鳥の巣等、引火しやすい物がないことを確認するものとする。
 - ④ 運転状況は、異常振動、発熱、駆動音等について確認し、ガスタービンエンジンについては、他に始動及び停止時間、排気温度、回転数等について確認を行い、円滑な運転がなされているかを点検するものとする。
 - ⑤ ディーゼルエンジンについては、燃料噴射ポンプの噴射圧力、噴霧状態、弁座の油密状態を確認するものとする。
 - ⑥ ディーゼルエンジンのシリンダヘッドは、給・排気弁の弁頂部すきま調整を行うものとする。
 - ⑦ ディーゼルエンジンの始動時に際して、始動失敗や起動渋滞等が発生した場合は、排気管内に未燃焼ガスの滞留が考えられるので、再始動を行う際は安易に再始動せず、十分な対策を講じた後に実施するものとする。また、ガスタービンエンジンにおいても、始動失敗や起動渋滞等が発生した場合は、状況確認及び対策を講じた後に実施するものとする。
 - ⑧ 減速機において点検窓が備えられている場合は、歯面の損傷等の確認を点検窓より行うとともに、運転中の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われていることを確認するものとする。
 - ⑨ 各潤滑油においては、油量が適量であるか、漏油の有無等の確認を行うとともに、使用油の劣化状態についても確認するものとする。
 - ⑩ 計器類は、破損、汚れの状況及び正確に計測・動作していることを確認するものとする。
 - ⑪ 自家発電設備における、ディーゼルエンジン、ガスタービンエンジンの点検・整備にあたっては、本項によるものとする。
- (5) 系統機器設備については、下記の点に留意して点検を行うものとする。
- ① 真空ポンプについては、運転中の異常振動、軸受温度、グランド部の漏れ量、満水時間等を確認するものとする。
 - ② 空気圧縮機については、冷却水量、Vベルトたわみ量、異常振動、吐出圧力、充填時間等の確認を行うものとする。
 - ③ 始動空気槽については、空気槽、配管からの漏れ、タンク圧力、弁の作動確認を行うものとする。また、ドレン抜きを励行するものとする。
 - ④ 燃料貯油槽については、タンク内の水分の混入及びスラッジの堆積の有無も確認し、必要に応じて、除去するものとする。また、燃料系配管、小出槽、機付きタンク等各部の漏油の有無についても確認するものとする。

第5章 揚排水ポンプ設備

- ⑤ 冷却系統については、運転中の異常振動、温度の計測及び異常音の有無、冷却水の漏れ、バルブ状況の確認等を行い、良好な運転が行われているか確認するものとする。
- (6) 除塵設備については、運転中の軸受等の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているか確認するものとする。
- (7) 監視操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。併せて、連動、手動、自動操作が正常に動作することも確認するものとする。また、P L Cについては、電源電圧、入力信号、出力信号の確認、伝送装置については、電源電圧、信号レベル、接続部の確認を確実にを行うものとする。
- (8) 機器の分解等を行う場合は、ポンプ排水運転の機能確保の対策を行ったうえで実施し、急な出水にも対応可能としなければならない。
- (9) 点検時には、吸水槽内等での酸欠、有毒ガスによる中毒事故に備え、必要な措置を事前に講ずるものとする。
- (10) 点検時に、操作の保護(インタロック)を解除する場合には、施設への悪影響を及ぼさないよう事前調査を行い、点検終了時は、所定の状態への復旧を行うものとする。
- (11) 管理運転は、負荷状態で行うことを基本とする。
- なお、現場条件により無負荷運転を行う場合は、クラッチの脱着やカップリングの確実な離脱を行う必要から、管理運転方法の詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。
- 管理運転にあたっては、内水位や放流水の影響を考慮のうえ、関係各機関と調整を行い実施するものとし、実施時は周囲の監視を行うものとする。また、管理運転等による設備の騒音発生が周辺住民へ及ぼす影響も考慮のうえ、実施するものとする。

第6章 トンネル換気設備・非常用施設

第1節 通 則

6-1-1 適 用

この章は、道路トンネルの自動車排気ガス換気用の送風機、排風機及びジェットファン等の換気設備並びに消火栓装置等の非常用施設に適用する。

6-1-2 一般事項

トンネル換気設備・非常用施設の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 道路関係設備(機械設備)点検・整備・更新マニュアル(案) (国土交通省)
- (2) トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領(案) (国土交通省)

6-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

- (1) 点検作業にあたっては、施設の稼働状況、周辺道路状況等の確認を行うとともに関係機関と協議を行い履行時間帯を定め、作業工程を計画するものとする。また、点検作業中は、交通誘導員、バリケード等を適切に配置し、安全な履行の確保及び事故防止に努めるものとする。
- (2) トンネル内の点検については、一酸化炭素濃度等、周辺環境に注意して行うものとする。運転停止の操作を行う際は、トンネル内のV I 値及びC O 値が良好な状態であることを確認のうえ行うものとする。
- (3) 点検作業中は照明設備を適切に配置するとともに、一般交通の支障とならないよう注意しなければならない。
- (4) トンネル換気設備については、下記の点に留意して行うものとする。
 - ① 送風機及び排風機の点検においては、異常振動、異常音、軸受温度等に留意し運転状態における異常の有無を判断するものとする。また、内部点検においては、羽根車の損傷、変形及び発錆の有無を確認するものとする。
 - ② ジェットファンの点検においては、異常振動、異常音等に留意し、運転状態における異常の有無を判断するとともに、ジェットファン本体と走行車両との衝突等による損傷がないか十分に観察するものとする。また、内部点検においては羽根車の手回しによる動作確認、損傷、変形及び発錆の有無を確認するものとする。

なお、ジェットファンの操作は現場との連絡体制により安全に実施するものとする。また、ジェットファン吊り金具のゆるみ及びアンカー部付近のコンクリートに亀裂割れ等がないか十分な確認を行うものとする。

併せて、V I 計及びC O 計など制御に係る各種計測機器の指示値が正常であることを確認するものとする。

- (5) トンネル非常用施設については、下記の点に留意して行うものとする。
- ① 消火ポンプの点検においては、異常振動、異常音等に留意し、吸水管、フート弁、ボールタップ等のフロートの機能を十分に確認するものとする。
 - ② 消火栓の点検にあたっては、各部の清掃を行い、内部機器が正常に機能していることを確認するものとする。また、消火器については、外観に腐食、損傷等がないか、使用期限が過ぎてないか確認を行うものとする。
 - ③ 配管漏水点検のため、仕切弁を開閉した後は、所定の状態への復旧を確認するものとする。
 - ④ 管理運転時に、放水確認を行う場合は、一般交通に影響を与えない方法とし、歩行者、通行車両の通行の妨げとならぬよう事前に監督職員と打合せを行うものとする。その他の作業についても周囲への監視と安全を図るものとする。
- (6) 自家発電設備が自家用電気工作物に該当する場合は、法令に基づき適切に点検を行うものとする。
- (7) 警報、通報が伴う機器の操作は、事前に監督職員との打合せを行うとともに、操作時は必要な措置をとり、連絡を密にするものとする。
- (8) 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態等の確認、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

第7章 消融雪設備

第1節 通 則

7-1-1 適 用

この章は、道路管理施設としての消融雪設備(消雪設備・融雪設備)に適用する。

7-1-2 一般事項

消融雪設備(消雪設備・融雪設備)の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 道路関係設備(機械設備)点検・整備・更新マニュアル(案) (国土交通省)
- (2) 消融雪設備点検・整備標準要領(案) (国土交通省)

7-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

- (1) 点検作業にあたっては、施設の稼働状況、周辺道路状況等の確認を行うとともに関係機関と協議を行い履行時間帯を定め、作業工程を計画するものとする。また、点検作業中は、交通誘導員、バリケード等を適切に配置し、安全な履行の確保及び事故防止に努めるものとする。
- (2) 配管漏水点検のため、仕切弁を開閉した後は、所定の状態への復旧を確認するものとする。
- (3) 点検箇所に応じて、酸欠、有毒ガスによる中毒事故に備え、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 消融雪設備が融雪用電力契約である場合、点検時期及び点検に必要な電力の取扱いについては設計図書による。
- (5) 消雪設備については、下記の点に留意して行うものとする。
 - ① 配管設備の点検にあたっては、流末部の排水処理が十分であるか、確認を行うものとする。
 - ② 送水管、散水管の中に堆積している土砂を完全に除去しノズル内の異物を取り除くとともに、散水高、散水距離を調整するものとする。
なお、送水管や散水管内の清掃はドレーン(排砂装置)を開放し、清掃を行うものとする。
 - ③ 地下構造のポンプ室の点検にあたっては、雨水や泥土が溜まっている場合は除去するものとする。
 - ④ 井戸の点検にあたっては、監督職員と打合せのうえ、水位・揚水量・還元量・水質・水温の測定及び井戸内点検(ケーシング管等)を行うものとする。
 - ⑤ 送水ポンプ、揚水ポンプ等については運転中の異常振動、軸受温度を確認するものとする。

第7章 消融雪設備

- ⑥ 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。
- (6) 融雪設備については、下記の点に留意して行うものとする。
 - ① 熱交換器の点検にあたっては、センサー、圧力スイッチ、安全弁等が正常であることを確認するものとする。
 - ② 埋設管や送水管、各継手部などの点検にあたっては、漏水の確認を行うものとする。
 - ③ 井戸の点検にあたっては、監督職員と打合せのうえ、水位・揚水量・還元量・水質・水温の測定及び井戸内点検(ケーシング管等)を行うものとする。
 - ④ 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。
- (7) 自家発電設備が自家用電気工作物に該当する場合は、法令に基づき適切に点検を行うものとする。

第 8 章 道路排水設備

第 1 節 通 則

8-1-1 適 用

この章は、道路管理施設としての道路排水設備に適用する。

8-1-2 一般事項

道路排水設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33 に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 道路関係設備(機械設備)点検・整備・更新マニュアル(案) (国土交通省)
- (2) 道路排水設備点検・整備標準要領(案) (国土交通省)

8-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

- (1) 計画工程表の作成にあたっては、天候、施設の稼働状況、周辺状況の確認を行うとともに関係機関と協議を行い施工時間帯を定め作業工程を計画するものとする。
- (2) 点検作業中は、通行車両及び通行者に対して支障及び損害を与えないようにしなければならない。
- (3) ポンプ槽内等の点検時における酸欠、有毒ガスによる中毒事故に備え、必要な措置を事前に講ずるものとする。
- (4) 点検完了後は、弁類及び操作切替スイッチが所定の状態になっているか、確認を行うものとする。
- (5) ポンプ槽及び沈砂池並びに水路類の点検にあたっては、堆砂やゴミ堆積状況を確認のうえ、必要であれば排砂、ゴミの除去を行うものとする。
- (6) ポンプ槽の点検にあたっては、転落、転倒事故が起きないように安全対策を確実に実施するものとする。
- (7) 水位検出器が確実に作動するか、確認するものとする。また、誤動作が生じないように調整を行う。
- (8) ポンプ本体は必要に応じ引き上げ、インペラの腐食及び摩耗状況等を確認するものとする。また、運転中の異常振動又は異常音の有無についても確認すること。なお、設備構成機器により締切り揚程の計測ができない場合は、監督職員と協議のうえ、他の点検方法により代用することができる。
- (9) 配管、弁類については、漏水、腐食等の確認を行うものとする。また、必要であれば配管内部の堆積物を除去するものとする。
- (10) 警報、通報が伴う機器の操作は、事前に監督職員との打合せを行うものとする。操作時は必要な措置をとり、連絡を密にするものとする。
- (11) 管理運転にあたっては、周辺の状況を十分に把握したうえで行うものとする。

第 8 章 道路排水設備

- (12) 自家発電設備が自家用電気工作物に該当する場合は、法令に基づき適切に点検を行うものとする。
- (13) 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

第9章 共同溝付帯設備

第1節 通 則

9-1-1 適 用

この章は、共同溝付帯設備としての排水、換気、操作制御設備、給水設備に適用する。

9-1-2 一般事項

共同溝付帯設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 道路関係設備(機械設備)点検・整備・更新マニュアル(案) (国土交通省)
- (2) 共同溝付帯設備点検・整備標準要領(案) (国土交通省)

9-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

- (1) 計画工程表の作成にあたっては、天候、施設の稼働状況、周辺状況の確認を行うとともに関係機関と協議を行い施工時間帯を定め作業工程を計画するものとする。
- (2) 点検時に酸欠、有毒ガスによる中毒事故に備え、必要な措置を事前に講ずるものとする。
- (3) 点検完了後は、弁類及び操作切替スイッチが所定の状態になっているか、確認を行うものとする。
- (4) ポンプ槽及び水路類の点検にあたっては、堆砂状況を確認のうえ必要であれば排砂を行うものとする。また、転落、転倒などの事故が発生しないよう安全対策を確実に講じるものとする。
- (5) 警報、通報が伴う機器の操作は、事前に関係機関との打合せを行い連絡を密にするものとする。
- (6) 洞道内で火気の使用は厳禁とする。
- (7) 水位検出器が確実に作動するか、確認するものとする。また、誤動作が生じないよう調整を行う。
- (8) ポンプ本体は必要に応じて引き上げ、本体の状態、インペラの腐食及び摩耗状況等を確認するものとする。また、運転中の異常振動又は異常音の有無についても確認すること。
- (9) 配管、弁類については、漏水、腐食等の確認を行うものとする。また、必要であれば配管内部の堆積物を除去するものとする。
- (10) ダクト、ダンパ、仕切板、及び扉については外観点検時に換気設備の機能を確保するため、気密が保たれるかどうか確認するものとする。

第9章 共同溝付帯設備

- (11) 管理運転にあたっては、周辺の状況を十分に把握したうえで行うものとする。また、機側と制御盤等、離れた地点の点検員同士が連絡を密にし、安全に実施すること。
- (12) 自家発電設備が自家用電気工作物に該当する場合は、法令に基づき適切に点検を行うものとする。
- (13) 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

第 10 章 機械式駐車場設備

第 1 節 通 則

10-1-1 適 用

この章は、機械式駐車場の駐車装置、管制設備、電源・操作制御設備に適用する。

10-1-2 一般事項

機械式駐車場設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33 に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 建築基準法
- (2) 道路関係設備(機械設備)点検・整備・更新マニュアル(案) (国土交通省)
- (3) 機械式駐車場設備点検・整備標準要領(案) (国土交通省)
- (4) 機械式駐車場技術基準・同解説 (立体駐車場工業会)

10-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に下記の点に留意して行うものとする。

- (1) 点検作業にあたっては、施設の稼働状況、周辺状況の確認を行うとともに、関係機関と協議を行い、施工時間帯を定め作業工程を計画するものとする。また、点検作業中は、バリケード等を適切に配置し、安全な履行の確保及び事故防止に努めるものとする。
- (2) 点検完了後は、操作切替スイッチが所定の状態になっているか、確認を行うものとする。
- (3) 駐車装置において、乗降室扉の開閉状態を確認するとともに、各操作スイッチ等作動確認を行うものとする。
- (4) リフト作動時には、異常振動又は異常音の有無について確認するとともに、ローラ類の摩耗やきずの有無についても確認するものとする。
- (5) 駐車装置のうち昇降装置においては、建築基準法を準拠するものとする。
- (6) 管制設備においては、精算機等の作動確認を行い、異常の有無を確認するものとする。
- (7) 管理運転にあたっては、周辺の状況を十分に把握したうえで行うものとする。
- (8) 警報、通報が伴う機器の操作は、事前に監督職員と打合せを行うものとする。操作時は必要な措置をとり、連絡を密にするものとする。
- (9) 操作制御設備については、シーケンス、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

第 11 章 車両重量計設備

第 1 節 通 則

11-1-1 適 用

この章は、道路管理施設としての車両重量計設備(車重計設備、電源設備)に適用する。

11-1-2 一般事項

車両重量計設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33 に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 道路関係設備(機械設備)点検・整備・更新マニュアル(案) (国土交通省)
- (2) 車両重量計設備点検・整備標準要領(案) (国土交通省)

11-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に下記の点に留意して行うものとする。

- (1) 計画工程表の作成にあたっては、天候、施設の稼働状況、周辺状況の確認を行うとともに関係機関と協議を行い施工時間帯を定め作業工程を計画するものとする。
- (2) 点検完了後は、操作切替スイッチが所定の状態になっているか、確認を行うものとする。
- (3) 点検時は周辺状況を十分に把握し、特に重量物を取り扱う場合は安全対策を確実に講じるものとする。
- (4) 警報、通報が伴う機器の操作は、事前に監督職員との打合せを行うものとする。操作時は必要な措置をとり、連絡を密にするものとする。
- (5) 各装置においては、システムとしての異常、外観、損傷、腐食、変形状況、並びに塗膜劣化状態などについて確認を行うものとする。また、各構成機器が適切に動作することを確認すること。
- (6) 定期点検の実施は設計図書によるほか、計量法の定期検査にあわせて実施するものとし、検定用原器を使用し所定の検査を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と実施時期及び内容について協議を行うものとする。
- (7) 検査部の点検においては、所定の精度が確保できるよう簡易な調整を含むものとする。
- (8) 点検時はピット内の堆砂状況を確認し、必要に応じて清掃を行う。
- (9) 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

第 12 章 車両計測設備

第 1 節 通 則

12-1-1 適 用

この章は、道路管理施設としての車両計測設備(車両検知装置、重量計測装置、寸法計測装置、車両情報取得装置、走行状況画像撮影装置、路側処理装置)に適用する。

12-1-2 一般事項

車両計測設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33 に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 道路関係設備(機械設備)点検・整備・更新マニュアル(案) (国土交通省)
- (2) 車両計測設備点検・整備標準要領(案) (国土交通省)

12-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に下記の点に留意して行うものとする。

- (1) 点検作業にあたっては、施設の稼働状況、周辺道路状況等の確認を行うとともに、関係機関と協議を行い履行時間帯を定め、作業工程を計画するものとする。また、点検作業中は、交通誘導員、バリケード等を適切に配置し、安全な履行の確保及び事故防止に努めるものとする。
- (2) 点検完了後は、操作切替スイッチが所定の状態になっているか、確認を行うものとする。
- (3) 各装置においては、システムとしての異常、設備全般の外観、損傷、腐食、変形状況並びに塗膜劣化状態などについて確認を行うものとする。また、各構成機器が適切に動作することを確認するものとする。高所に設置されているカメラ等においては、落下防止のため取付状況を十分に確認するものとする。
- (4) 路面にわだち掘れやひび割れがないか平坦性についても確認すること。
- (5) 全装置において飛来物による破損や集中豪雨による雨水の浸入がないことを確認すること。
- (6) 高所での点検作業を行う際は、転落防止等の安全対策を十分施したうえで実施するものとする。
- (7) 電源ケーブル、伝送用ケーブル及び接続部に劣化が生じていないかを確認するものとする。
- (8) 警報、通報が伴う機器の操作は、事前に監督職員との打合せを行うものとする。操作時は必要な措置をとり、連絡を密にするものとする。
- (9) 操作制御設備については、シーケンス、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

第 13 章 道路用昇降設備

第 1 節 通 則

13-1-1 適 用

この章は、主に道路歩道橋、地下横断歩道に設置するエレベータ及びエスカレータに適用する。

13-1-2 一般事項

道路用昇降設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33 に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 建築基準法
- (2) 道路関係設備(機械設備)点検・整備・更新マニュアル(案) (国土交通省)
- (3) 道路用昇降設備点検・整備標準要領(案) (国土交通省)
- (4) 建築保全業務共通仕様書 (国土交通省)

13-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に下記の点に留意して行うものとする。

- (1) 点検作業にあたっては、施設の稼働状況、周辺道路状況等の確認を行うとともに、関係機関と協議を行い履行時間帯を定め、作業工程を計画するものとする。また、点検作業中は、交通誘導員、バリケード等を適切に配置し、安全な履行の確保及び事故防止に努めるものとする。
- (2) 点検完了後は、操作切替スイッチが所定の状態になっているか、確認を行うものとする。
- (3) 管理運転にあたっては、周辺の状況を十分に把握したうえで行うものとする。また、運転中の異常振動又は異常音の有無についても確認すること。
- (4) ブレーキについてはライニング等の摩耗の有無を点検し、円滑に作動することを確認するものとする。
- (5) 警報、通報が伴う機器の操作は、事前に監督職員と打合せを行うものとする。操作時には必要な措置をとり、連絡を密にするものとする。
- (6) 操作制御設備については、シーケンス、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

第 14 章 ダム管理設備

第 1 節 通 則

14-1-1 適 用

この章は、ダム管理用の昇降設備(エレベータ、インクライン、モノレール)、流木止設備、係船設備、ガントリクレーン、凍結防止装置、堤内排水設備及び水質保全設備に適用する。

14-1-2 一般事項

ダム管理設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33 に規定する関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) ダム・堰施設技術基準(案) | (国土交通省) |
| (2) 建築基準法 | (国土交通省) |
| (3) 建築保全業務共通仕様書 | (国土交通省) |

14-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書、関係諸法令及び関係基準・要領等によるものとするが、特に下記事項に留意して行うものとする。

- (1) 計画工程表の作成にあたっては、天候、ダム周辺の使用状況等を調査し点検時期を計画するものとする。
- (2) 昇降設備のうちエレベータについては、建築基準法に準拠し、インクラインについては労働安全衛生法並びにクレーン等安全規則に準拠する。
- (3) 流木止設備においては、網場及び通船ゲートの損傷、腐食、変形、塗膜劣化状況及び流木、塵芥等の堆積物の有無について確認を行うものとする。また、網場においては、フロート、ロープ、網、アンカー等の損傷状況について、通船ゲートは、開閉状態など異常の確認を行うものとする。
- (4) 係船設備においては、インクライン及び浮棧橋の設備全般の外観、走行路の状態、巻上機、休止装置などの異常、損傷、腐食、変形、塗膜劣化状況及び流木、塵芥等の堆積物の有無について確認を行うとともに、設備全般の動作状況を確認するものとする。また、安全装置及び保護装置の作動を確認し、設備の安全確保や機器の保護が確実に行われるか確認する。
- (5) ガントリクレーンにおいては本体、開閉装置、走行装置及び走行桁などについて設備全般の外観、損傷、腐食、変形状況、並びに塗膜劣化状態について確認を行うものとする。

なお、クレーン等安全規則等の適用を受けるものについては所定の点検検査を実施する。

- (6) 凍結防止装置においてはシステムとしての異常、設備全般の外観、損傷、腐食、変形状況、並びに塗膜劣化状態などについて確認を行うものとする。

第 14 章 ダム管理設備

- (7) 堤内排水設備においてはシステムとしての異常、設備全般の外観、漏水、損傷、腐食、変形状況、排水能力並びに塗膜劣化状態などについて確認を行うものとする。
- (8) 水質保全設備においては、各設備全般の動作状況を確認し、各構成機器が適切に動作する事を確認するものとする。また、給気装置・揚水装置等は、運転中に異常振動、異常音及び異常な過熱等の有無について確認を行うものとする。
- (9) 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。また、P L C については、電源電圧、入力信号、出力信号の確認、伝送装置については、電源電圧、信号レベル、接続部の確認を確実にを行うものとする。
- (10) 点検時に、操作の保護(インタロック)を解除する場合には、施設への悪影響を及ぼさないよう事前調査を行い、点検終了時は、現状復旧を行うものとする。
- (11) 高所での点検作業を行う際は、転落防止等の安全対策を十分施したうえで実施するものとする。

第 15 章 遠方監視操作制御設備

第 1 節 通 則

15-1-1 適 用

この章は、機械設備の制御施設としての遠方監視操作制御設備に適用する。

15-1-2 一般事項

遠方監視操作制御設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、1-1-33 に規定する関係諸法令、基準・要領等に準拠するものとする。

15-1-3 点検要領

点検要領は、設計図書、関係諸法令及び関係基準・要領等によるものとするが、特に下記の点に留意して行うものとする。

- (1) 計画工程表の作成にあたっては、天候、施設の稼働状況、周辺状況の確認を行うとともに関係機関と協議を行い履行時間帯を定め作業工程を計画するものとする。
- (2) 遠方監視操作制御設備に関連する機械設備の状況を考慮し、作業を実施するものとする。
- (3) 遠方監視操作制御設備と関連する機械設備の取合いについては、遠方側と機側側との入出力信号データの整合を行いデータが遅滞なく伝送されることを確認するものとする。
- (4) 点検において、構成機器の内外部の発錆、汚損状況を確認するとともに、監視制御装置本体、表示装置、P L C 及び電源ユニット等の動作不良、過熱、異音等の異常が生じていないかを確認するものとする。
- (5) 監視制御装置が、適切な室内環境に設置されているかを確認するものとし、室内温度、湿度等の測定を行うものとする。
- (6) 電源ケーブル、伝送用ケーブル及び接続部に劣化が生じていないかを確認するものとする。
- (7) データ管理機能については、監視及び制御データが正常に記録管理されていることを確認するものとする。